

消防災第101号

平成6年4月21日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁防災課長

火災報告取扱要領の実施について（通知）

平成6年4月21日付け消防災第100号各都道府県知事あて消防庁長官通知をもって火災報告取扱要領が全部改正され、平成7年1月1日以降発生する火災について適用されることとされた。これに伴い火災報告取扱要領（昭和43年1月11日付け消防総第393号、各都道府県知事あて消防庁長官通知）は、平成6年12月31日をもって廃止され、同日以前に発生した火災についてはなお従前の例により取り扱うこととされた。新しい火災報告取扱要領の旧火災報告取扱要領に対する主な改正点及びその運用上留意すべき事項は、下記のとおりである。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨を十分把握され、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨を示達し、よろしく御指導願いたい。

記

第1 改正の趣旨

火災に係る報告については、従来より「火災報告取扱要領（昭和43年1月11日付け消防総第393号）」、「火災による死者の調査表記入（記

載)要領(昭和53年12月27日消防予第244号)」及び「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号)」に基づき実施されていたところであるが、今回の改正は、近年ますます複雑多様化するホテル、旅館、地下街等不特定多数の者が出入りする建物等の火災及び住宅火災や、ガス爆発等における報告事象の多様化に的確に対応する火災報告とするため、次の点について改正を行ったものである。

- 1 既存の「火災報告」と「火災による死者の調査表」を統合し、報告の一本化を図ったこと。〔第1号様式関係〕
- 2 火災月報を火災四半期報として公表することとしたこと。〔第3号様式関係〕
- 3 各報告区分の様式を整備し、その記入方法を示したこと。〔各様式〕

第2 主な改正点及び運用上の留意点

- 1 報告及び運用に当たっては次の点に留意すること。

(1) 火災四半期報は、各都道府県が取りまとめて年間4回の提出を行うものであるが、訂正分についても同様とするものであること。

なお、公表は「毎四半期」、「上半期」、「1年間」とする。〔第1総則8関係〕

(2) 死者の調査表(第1号様式)は、本表の複写したものを四半期ごとに年間4回提出するものであること。〔第1総則8関係〕

- 2 火災の定義を改正し、爆発現象を加えたことについて

(1) 現行での爆発現象は、人の意図に反して発生はしたが、「消火を必要としない(継続燃焼ではない)」、「消火効果のあるものの利用をする必要がない」ことから、火災として扱っていない。しかし、ガス爆発等、消火の必要性がないものでも消防機関が出動して事後処理にあたる必要があること、周囲の条件から判断して社会通念上公共の危険を生ぜしめることから、火災の一部として位置づけることとしたこと。〔第1総則2〕

(2) 爆発現象(以下「爆発」という。)は、化学的变化による爆発の1つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

〔例示〕

- ・ガス、火薬等の爆発で建物が損壊 ----- 爆発（建物火災）
- ・爆発により建物の一部が損壊 ----- 爆発（建物火災）
- ・異常反応による反応釜の破裂（燃焼） ---- 爆発（その他の火災）
- ・危険物タンクの爆発炎上 ----- その他の火災
- ・タンクローリーが横転し、爆発炎上 ----- 車両火災
- ・ボイラーの内圧槽による破裂 ----- 物理的破裂（火災でない）

3 車両火災の細分類について〔第1総則6関係〕

車両火災を「自動車車両」、「鉄道車両」に区分して報告することとしたこと。

4 火災報告の改正について〔第2火災報告関係〕

- (1) 爆発により、焼き損害が発生しなかった場合を区分して報告することとしたこと。〔01表(3)〕
- (2) 救助開始時刻は、火災現場において要救助者有無の確認活動を含む、救助活動を開始した時刻を報告することとしたこと。〔01表(13)～(16)〕
- (3) 放水開始時刻を常備消防隊、消防団に区分し、時刻に月を記入することとしたこと。〔01表(17)～(24)〕
- (4) 火災鎮圧時刻、鎮火時刻に月を記入することとしたこと。〔01表(25)(29)〕
- (5) 放水したポンプ台数、主として使用した水利を常備消防隊、消防団に区分して記入することとしたこと。〔01表(35)～(38)〕
- (6) 市街地等は、消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）第2条に定める市街地、密集地について報告することとしたこと。〔01表(46)〕
- (7) 少量危険物等は、火元建物に市町村条例により、貯蔵取扱の届出義務の課せられる規模の少量危険物貯蔵取扱所等が設置されていたものについて報告することとしたこと。〔01表(47)〕
- (8) 防火対象物等（車両）の区分は、建物火災における防火対象物の指定区分により記入するほか、車両火災における自動車車両、鉄道車両の区分を

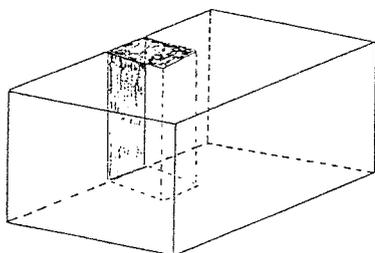
- 記入することとしたこと。〔01表(50)〕
- (9) 発火源の分類に、従来その他の項目とされていたカーペット類、パネルヒータ他を加え、4桁の番号コードとしたこと。〔01表(52)別表3〕
- (10) 経過の分類に、半断線により発熱する他を加えたこと。〔01表(53)別表3〕
- (11) 着火物の分類に、アコーディオンカーテン他を加えたこと。〔01表(54)別表3〕
- (12) 工事の状況は、火災の発生そのものが工事に起因したもの、延焼拡大が工事に起因したと考えられるもの又は避難等が工事により支障をきたしたと考えられるものについて報告すること。〔01表(63)〕
- (13) 防火管理の状況の、「防火管理者」、「消防計画」、「避難訓練」、「消火訓練」、「共同防火管理」については、従来火災による死者の調査表記載要領の例に準じて記入することとしたこと。〔01表(69)～(73)〕
- (14) 適マークは、表示対象物の状況を報告することとしたこと。〔01表(74)〕
- (15) 防災物品は、消防法第8条の3第1項の対象物等について、使用状況を報告することとしたこと。なお、対象は出火室とし、延焼拡大の抑制効果について調査するものである。〔01表(75)〕
- (16) 消防用の設置状況は、従来火災による死者の調査表により実施していたものについて、火災全般で調査を実施することとしたこと。〔01表(76)～(92)〕
- (17) 住宅防火対策は、住宅用防災機器の設置状況について報告することとし、対象は専用住宅、共同住宅の住戸、併用住宅の住宅とすること。なお、防災物品の場合は、出火室にあるものとするもの。〔01表(76)、(78)～(82)、(89)～(92)〕
- (18) 焼損程度は、「ぼや」を焼損の程度に加え、部分焼を「建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント以上20パーセント未満のものをいう。」、ぼやを「建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの又は収容物のみ焼損したものをいう。」として、全焼、

半焼、部分焼及びぼやの4区分としたこと。〔02表(3)〕

(19) 焼損床面積とは、建物の焼損が立体的に及んだ場合、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積をいう。また、機能が失われた部分の床面積とは、その空間の床又は天井とその空間を構成している表面との2面以上の焼損があった表面で囲まれる部分の床面積とする。〔02表(4)〕

〔例示〕

- 1 天井、壁体の焼損
- ・天井 2.0 m²焼損
 - ・壁体 5.0 m²焼損



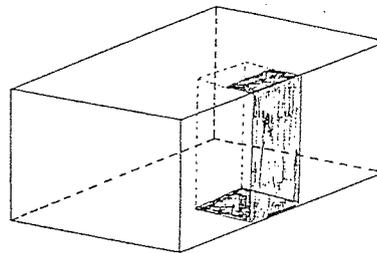
- ・天井、壁体の2面以上の焼損がある。
- ・天井の焼損部分を床に水平投影し、これに接する焼損部分は立体の構成部分として焼損床面積に含む。

※ 損害状況

- ・焼損床面積 2.0 m²
- ・焼損表面積 0.0 m²

(注) 立体の構成部分に含まれない壁体等の焼損部分がある場合、焼損表面積として算入する。

- 2 床、天井、壁体焼損
- ・床 3.0 m²焼損
 - ・天井 1.0 m²焼損
 - ・壁体 5.0 m²焼損



- ・床、天井、壁体の2面以上の焼損がある。
- ・床の焼損部分を天井に水平投影し、これに接する焼損部分は立体の構成部分として焼損床面積に含む。

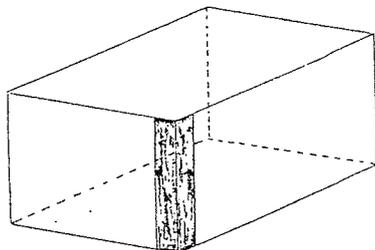
※ 損害状況

- ・焼損床面積 3.0 m²
- ・焼損表面積 0.0 m²

(20) 焼損表面積は、建物の焼損が部分的であった場合（立体的に焼損が及ばなかった場合）、例えば内壁、天井、床板等部分的なものをいう。〔02表(5)〕

〔例示〕

- 1 壁体2面の焼損
- ・壁体 5.0 m²焼損

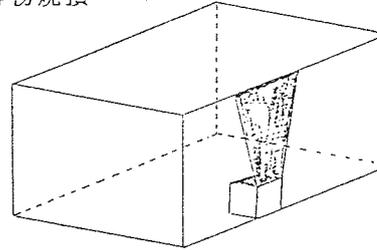


- ・壁体2面以上の焼損であるが、水平投影しても立体とならない、部分的な焼損である。

※ 損害状況

- ・焼損床面積 0.0 m²
- ・焼損表面積 5.0 m²

- 2 収容物と壁体の焼損
- ・壁体 3.0 m²焼損
 - ・収容物焼損



- ・壁体1面の焼損であり、部分的な焼損である。収容物は立体の構成部分ではない。

※ 損害状況

- ・焼損床面積 0.0 m²
- ・焼損表面積 3.0 m²

(21) 区画は、防火区画等を貫通（越えて）して他の区画に延焼した場合を報告することとしたこと。〔02表(11)〕

〔例示〕

共同住宅の4階の住戸から出火、バルコニーに吹き出した火炎が上階のバルコニーにおいてあったタイヤ等に延焼した。

(22) 死傷者の区分に応急消火義務者、消防協力者を加え、その他の者には全ての放火自損者又は放火自損による負傷者を記入することとしたこと。

また、負傷者の内、48時間を経過して30日以内に死亡した者について追跡調査すること。なお、死者の調査表は48時間死者、30日死者について報告するが、あくまでも、火災による死者の公表数値は48時間以内の死亡者とするものであること。〔02表(17)～(36)〕

(23) 爆発の損害状況は、火災損害のうち焼き損害、消火損害以外の爆発による破壊損害等をいうものであり、01表(3)爆発に「1」のものについて記入するものであるが、爆発が発生し焼損火災となった場合についても、爆発破壊の損害を把握できる場合は記入するものであること。なお、爆発損害と焼き損害の区別が不可能の場合は、爆発の損害以外に含むものとするものであること。〔02表(51)～(53)〕

(24) 負傷者の区分は、負傷者を重症、中等症、軽症に区分して報告することとしたこと。なお、負傷者の内48時間を経過して30日以内に死亡した場合においても03表～06表の負傷者数は変動しないこと。02表(24)(26)(28)(30)(32)(34)(36)はあくまでも内数であり、死者の分析は死者の調査表において行うものであること。〔03表(1)～(7)〕

(25) 負傷者の避難方法は、負傷者が避難をした状況について、年齢構成別に報告することとしたこと。〔03表(1)～(7)〕

(26) 負傷者の性別年齢区分は、負傷者を5歳区分で男女別に報告することとしたこと。〔04表(1)～(18)〕

(27) 負傷者の受傷原因は、負傷者が受傷した原因を年齢構成別の行動状況別に報告することとしたこと。〔06表(1)～(16)〕

(28) 死者の調査表は、07表(3)(11)～(45)を01表火災報告に基づくほか、従前

の火災による死者の調査表の記載要領に準じて記入すること。

(29) 死者の区分は、死者を48時間死者と30日死者の区分を行うものであること。〔07表(7)死者の調査表〕

5 火災四半期報の改正について〔第5火災四半期報関係〕

火災四半期報は、各期（1～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）ごとに報告するものとする。なお、火災報告01表(3)爆発に「1」の火災については、行を別に記入することとし、死者の発生した経過については30日死者を含まないものとする。

(1) 出火件数は、建物火災を住宅、併用住宅の他消防法施行令別表第1の区分により記入することとしたこと。また、自動車火災を自動車車両、鉄道車両に区分したこと。〔01表〕

(2) 出火原因は、火災種別ごとに記入することとしたこと。〔03表〕

(3) 死傷者は、出火件数と同じ分類とし、年齢構成別に報告することとしたこと。〔04表〕

(4) 死者の発生した経過について、年齢構成別に報告することとしたこと。〔05表〕